

草地難防除雑草駆除等緊急対策事業実施要綱

〔平成28年1月20日付け27生畜第1510号〕
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

昨年の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の大筋合意を踏まえ、我が国の畜産・酪農の競争力強化を図るためには、輸入飼料に依存しない畜産経営の実現を図り、自給飼料の一層の生産拡大を加速させる必要がある。

しかしながら、近年では、飼料作物作付面積の大部分を占める草地において、特に北海道では、従来の草地改良では防除の困難な雑草（難防除雑草）の繁茂が拡大しており、生産性が低下している。

また、都府県では、貴重な飼料生産基盤であり、飼料作物作付面積の1割を占める公共牧場等において、地域の担い手不足や畜産農家戸数・頭数の減少等により、その利用率が低下していることが自給飼料の生産拡大を図る上で大きな課題となっている。

このため、草地難防除雑草駆除対策及び荒廃草地活用対策を講じることにより、我が国の自給飼料の一層の生産拡大を加速し、畜産・酪農の競争力強化を図ることとする。

第2 定義

- 1 「高位生産草地」とは、高品質かつ高収量な、生産性の高い草地のことをいう。
- 2 「難防除雑草」とは、有毒である、家畜の嗜好性が極端に低いなど、飼料作物の収量及び品質に悪影響を及ぼし、かつ、耕起や除草剤散布のみといった単一の手法での防除が困難な植物であり、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるものをいう。
- 3 「公共牧場等」とは、公共牧場、公共牧野等の共同利用される公共草地をいう。
- 4 「飼料生産基盤強化計画」とは、本事業の申請に当たり、本事業で取り組む内容について、農業者団体が策定する計画をいう。
- 5 「難防除雑草駆除計画」とは、草地難防除雑草駆除対策を実施するに当たり、難防除雑草の繁茂状況やその駆除のための具体的な対策について、農業者団体が策定する計画をいう。
- 6 「荒廃草地有効活用推進計画」とは、荒廃草地活用対策を実施するに当たり、利用率が低下し又は遊休化した公共牧場等の荒廃草地基盤・施設等を有効活用するための具体的な対策について、農業者団体が策定する計画をいう。
- 7 「農業者団体」とは、次のいずれかの団体をいう。
 - (1) 農業協同組合連合会
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 公社（地方公共団体が出資しているものに限る。）
 - (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定

する事業を行う法人をいう。)

(5) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。平成28年4月1日以降にあつては、農地所有適格法人。)

(6) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。)

(7) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。)

(8) その他事業実施主体が認める団体

8 「事業参加者」とは、農業者団体又は当該団体を構成する個々の農家等をいう。

第3 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとし、その補助率は、別表に定めるとおりとする。

1 草地難防除雑草駆除対策

(1) 農業者団体に対する（3）の事業を実施するために行う難防除雑草駆除計画の策定及び（3）の事業に関連して行うほ場展示のための看板設置、データ収集及び会議・研修会開催等（以下「難防除雑草駆除対策の活用・普及」という。）の助成

(2) 農業者団体に対する（3）の事業を実施するために行う地域の概況調査、土壌分析、飼料分析及び堆肥分析（以下「調査分析」という。）の助成

(3) 農業者団体に対する難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換の助成

(4) 農業者団体に対する（1）から（3）までの事業の円滑な推進のために必要に応じて実施する地域調整の取組の助成

(5)（1）から（4）までの事業の円滑な推進に必要な取組

2 荒廃草地活用対策

(1) 農業者団体に対する（3）の事業を実施するために行う荒廃草地有効活用推進計画の策定及び（3）の事業の実施に関連して必要に応じて行う現地調査の助成

(2) 農業者団体に対する飼料生産等に係る技術の高度化、人材の育成等を図るための取組の助成

(3) 農業者団体に対する荒廃草地有効活用推進計画及び現地調査に基づき行う次に掲げる取組の助成

① 荒廃草地基盤有効活用対策

公共牧場等の荒廃草地基盤を有効活用して飼料の生産、収穫、調製及び供給を行うための次に掲げる取組に対する助成

ア 土壌分析及び飼料分析の実施

イ 土壌改良資材、種子及び肥料の購入

ウ 飼料生産収穫調製機械の整備・リース導入

エ 飼料調製貯蔵用施設の改修・リース導入

オ その他公共牧場等の荒廃草地基盤を有効活用する取組

② 生産活動拠点構築対策

公共牧場等の荒廃草地基盤、施設等を活用した家畜生産活動拠点を構築するために行う次に掲げる取組に対する助成

ア 放牧管理施設等の改修・リース導入

イ 繁殖施設等の改修・リース導入

ウ 家畜生産関連施設等の改修・リース導入

エ 家畜生産活動を行うために必要な乳用育成牛及び肉用繁殖雌牛の導入

オ その他公共牧場等の荒廃草地基盤を有効活用し家畜生産活動拠点を構築する取組

(4) (1) から (3) までの事業の円滑な推進に必要な取組

第4 事業実施主体

事業実施主体は、全国の区域をその地区とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び農業協同組合連合会から別に定める公募要領により選定された団体とする。

第5 事業実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画を作成していること。
- 2 農業者団体は、地区（農業者団体が一体的に事業を実施する地域的な単位をいう。）ごとに飼料生産基盤強化計画を作成していること。
- 3 事業実施主体及び農業者団体は、生産局長が別に定める本事業の実施による効果を周辺地域等へ普及させる取組を実施すること。
- 4 事業参加者は、生産局長が別に定める要件を全て満たしていること。
- 5 荒廃草地活用対策の実施に当たっては、生産局長が別に定める要件を満たしていること。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成28年3月31日までとする。

第7 事業実施手続

- 1 農業者団体は、飼料生産基盤強化計画を作成し、事業実施主体に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体は、1により提出された飼料生産基盤強化計画を踏まえ、事業実施計画を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 3 飼料生産基盤強化計画及び事業実施計画に関して生産局長が別に定める重要な変更の手続については、1及び2に準じて行うものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

第9 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第10 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

別表 事業内容及び補助率（第3関係）

事業内容	補助率
<p>1 草地難防除雑草駆除対策</p> <p>(1) 農業者団体に対する(3)の事業に関連して行う難防除雑草駆除対策の活用・普及の助成</p> <p>(2) 農業者団体に対する(3)の事業を実施するために行う調査分析の助成</p> <p>(3) 農業者団体に対する難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換の助成</p> <p>(4) 農業者団体に対する(1)から(3)までの事業の円滑な推進のために必要に応じて実施する地域調整の取組の助成</p> <p>(5) (1)から(4)までの事業の円滑な推進に必要な取組</p>	<p>定額</p> <p>調査分析に要する経費の1/2以内</p> <p>高位生産草地への転換に要する経費の1/2以内。ただし、難防除雑草駆除計画に基づく当該草地に対する10a当たりの上限金額は17千円とする。</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>2 荒廃草地活用対策</p> <p>(1) 農業者団体に対する(3)の事業を実施するために行う荒廃草地有効活用推進計画の策定及び(3)の事業の実施に関連して必要に応じて行う現地調査の助成</p> <p>(2) 農業者団体に対する飼料生産等に係る技術の高度化、人材の育成等を図るための取組の助成</p> <p>(3) 農業者団体に対する荒廃草地有効活用推進計画及び現地調査に基づき行う次に掲げる取組の助成</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内</p>

① 荒廃草地基盤有効活用対策

公共牧場等の荒廃草地基盤を有効活用して飼料の生産、収穫、調製及び供給を行うための次に掲げる取組に対する助成

ア 土壌分析及び飼料分析の実施

イ 土壌改良資材、種子及び肥料の購入

ウ 飼料生産収穫調製機械の整備・リース導入

エ 飼料調製貯蔵用施設の改修・リース導入

オ その他公共牧場等の荒廃草地基盤を有効活用する取組

② 生産活動拠点構築対策

公共牧場等の荒廃草地基盤、施設等を活用した家畜生産活動拠点を構築するために行う次に掲げる取組に対する助成

ア 放牧管理施設等の改修・リース導入

イ 繁殖施設等の改修・リース導入

ウ 家畜生産関連施設等の改修・リース導入

エ 家畜生産活動を行うために必要な乳用育成牛及び肉用繁殖雌牛の導入

オ その他公共牧場等の荒廃草地基盤を有効活用し家畜生産活動拠点を構築する取組

(4) (1) から (3) までの事業の円滑な推進に必要な取組

定額